

プラント状況確認結果(令和4年6月1日～令和4年6月7日)

令和4年6月8日
福島県原子力安全対策課

令和4年6月1日～令和4年6月7日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(6月7日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	6.0	1.7	1.7	—
		压力容器 底部温度(°C)	20.5	28.3	26.0	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	7.94×10^{-4}	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.04	0.13	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	24.9	24.1	— ^{※4}	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 作業に伴い原子炉注水量を変更しています。安全性に影響はありません。

※4 全燃料取り出し完了により、計測不要です。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(6月7日午前10時)

最小 0.331(MP-6)～最大 0.938(MP-4) μSv/h ⇒ [計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(6月6日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.36 Bq/L(港湾口)

～最大 2.2 Bq/L(遮水壁前)

⇒ [計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(6月6日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.63 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.71 Bq/L

⇒ [計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(6月3日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.0 Bq/L (4号機と6号機)
～ 最大 4200 Bq/L (2号機)

トラブルの概要 (令和4年6月1日～令和4年6月7日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 固体廃棄物貯蔵庫第2棟における火災報知機の作動について

6月2日午後9時20分、福島第一原子力発電所構内固体廃棄物貯蔵庫第2棟において、火災報知器が作動しました。

状況は以下のとおりです。

- ・ 発見時刻 午後9時20分
- ・ 発生場所 発電所構内 固体廃棄物貯蔵庫第2棟
- ・ 発見者 協力企業作業員
- ・ 双葉消防本部への連絡時刻 午後9時28分(119番通報)

当社社員の状況確認により、火元および煙の発生がないことを確認しました。また、火災報知器の作動ではなく、火災報知機能に影響のない表示器用のヒューズ切れの警報であったことが判明しました。

午後10時32分、消防署にて「非火災」と判断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

■ 5・6号機滞留水処理設備FタンクエリアN5タンクの水位低下について

6月5日午後7時10分頃、5・6号機滞留水処理設備FタンクエリアN2タンク散水後、同エリアN5タンクの水位が低下していることを当社社員が確認しました。

N2タンクとN5タンクの出口配管は合流しており、N5タンク出口弁の閉は確認しておりましたが、N2タンク散水時にN5タンクの水が引かれたことにより、N5タンク水が散水されたものと想定しております。

状況は以下のとおりです。

- ・ 水位低下量 タンク水位低下量 10mm程度
- ・ 水位低下継続の有無 タンク水位の低下は停止
- ・ 外部への影響 確認中

N5タンクの滞留水を分析した結果が6月6日、以下の通り確定し、散水基準を満足していることを確認しました。

- ・ セシウム134 検出限界値未満 (検出限界値 4.5×10^{-1} Bq/L)
- ・ セシウム137 検出限界値未満 (検出限界値 4.2×10^{-1} Bq/L)
- ・ 全ベータ 検出限界値未満 (検出限界値 2.1 Bq/L)
- ・ トリチウム 検出限界値未満 (検出限界値 1.2×10^2 Bq/L)

また、N5タンクの水位低下量は約950リットルと評価しております。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) ご覧ください。

■ 3号機廃棄物処理建屋西側エリア移送配管での漏えい検知器の警報発報

6月7日午前3時8分、3号機廃棄物処理建屋西側エリア移送配管において、漏えい検知器が作動したことを示す警報が発生しました。

状況は以下のとおりです。

- ・発生時刻 午前3時8分
- ・発生場所 3号機廃棄物処理建屋西側エリア
- ・警報名称 3号機廃棄物処理建屋西側エリア移送配管漏えい検知

当該の漏えい検知器は、3号機原子炉建屋の滞留水を移送する配管のフランジ部からの漏えいを監視するものです。

現場確認の結果、フランジ部からの漏えいはないことを確認しました。

また、漏えい検知器近傍の配管貫通部の隙間から、鉛筆の芯1本程度の水の流入があることを確認しました。

流入している水をスマヤ測定した結果、バックグラウンド相当であったこと、および、現場の状況から当該の水は雨水であると判断しました。

今後、準備が整い次第、順次、滞留水移送を再開します。

また、滞留水移送を午前3時24分全て停止しました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。